

一般社団法人入間市シルバー人材センター事務所管理要項

1. 開所時間

午前8時30分から午後5時00分

ただし、夜間の利用の必要な場合は、午後9時30分まで延長することができる。

※この場合、別に定める利用申請書を提出し、事前に管理者の承認を得ること。

2. 利用申請書の提出を要する施設（事務室機能の部分を除く。）

会議室・会員交流ホール・調理室・印刷室

3. 利用出来る者

会員・センター役職者・事務局職員（一般の者の利用は原則認めないこととする。）

4. 使用料

当分の間、原則無料とする。

5. 鍵の管理者

理事長・事務局長・事務局職員（必要数）・現場管理者（必要数）

6. 管理責任者

事務局長とする。

7. 機械警備

センター事務室の業務時間（平日午前8時30分～午後5時まで）外の事務所の管理は、機械警備として、専門業者に委託する。

8. 夜間利用の場合の管理責任者

事務局長が指定する者とする。

附 則

この要項は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この改正要項は、令和6年9月1日から施行する。